

道立高校における校則の全校調査について

2021年6月8日

1. 調査母数

合計 191 校(全日制 191 校、うち併設定時制 31 校)

2. 調査結果

(1) 人権・多様性に関するもの

① 服装に関するもの

・制服に関する規定がある学校は全体の 80.9%にあたる 182 校が該当した。

また制服がある学校の中で性別に起因した制服のルールがある高校が 180 校あり、全員が自由にスカート、スラックスを選択できる学校は 1 校、一部のみ(女性のみ、男性のみ等)選択できるのは 89 校(49.4%)、選択できないのは 85 校(47.2%)であった。制服に関する規定はあるが、スカート、スラックスの選択の規定が不明な学校は 5 校であった。また男女の違いとして記述してない高校は 2 校だった。何かしらの理由で制服を着用できない場合に異装届の提出が必要な学校は 109 校(48.4%)だった。

(例)「服装・頭髪の乱れは生活の乱れを招きやすく、素行不良の集団につけ込まれ、恐喝、わいせつ行為などの被害を受けることにもつながります。だらしのない印象が西陵高校の評価を失墜させることにもつながり、他の生徒に大きな迷惑がかかります。制服のある高校では、ファッションは自由ではありません。」(札幌西陵)

(例)「学校生活、およびこれに準ずる行事については、本校指定の制服を着用する。(1)男子…黒の詰め襟標準学生服(中略)(2)女子…紺のセーラー服」(札幌東)他

・肌着に関する規定がある学校は全体の 2.22%にあたる 5 校が該当した。2 校はスパッツについての記述、2 校はインナーについての記述があった。

(例)「ワイシャツ、ブラウス内にインナーを着用する。ただし柄物、華美な色は着用しない。」(平取)

(例)「スカートの下にジャージ、ハーフパンツ等が見える状態での着用は禁止」(恵庭南)他

・パンスト、靴下に関する規定がある学校は全体の 62.2%にあたる 140 校が該当した。

(例)「・黒か紺または肌色のストッキング ・ソックスの場合は、黒・紺の無地(ただしワンプイントまで可)とし、長さはすねの半分以上を目安とする。」(札幌北陵)他

(例)「規定外の服装をしなければならない場合は、「異装届」を担任を通じ、生徒指導部へ提出し、承認を得る。」(札幌東)他

② 頭髪に関するもの

・頭髪に関する規定がある学校は全体の 78.2%にあたる 176 校が該当した。その中で男女

に関わる規定がある学校は全体の 27.1%にあたる 61 校が該当した。

(例)「頭髪は見苦しくなく、清潔で、他人に不快な感じを与えないようにする。パーマや脱色、染色等、加工することは禁止する。」(札幌月寒)他

(例)「男子の頭髪は、耳及び上着のカラーが完全に隠れない程度とする。」(札幌丘珠)

・地毛証明に関する規定がある学校は全体の 3.56%にあたる 8 校が該当した。ただしこれは明文化されている学校のみであり明記されていなくても運用している学校があると考えられる。

(例)「癖毛や髪の色が元々茶色いものは入学時に提出した癖毛届で判断します。」(大麻)他

(例)「地毛がもともと明るめの生徒については、保護者との確認の後、その色よりも明るくならないように注意してもらいます。中学時代に染色した場合は地毛を確認できませんので、入学時の黒染めした状態の色を記録し、基準としています。また、本校では頭髪の色を基準として美容室のカラーサンプルを使用しており、適合基準を規格の 4 番以下の黒さと定めています。入学時にはほぼ全員がその基準に合致しています。」(札幌西陵)

・ツーブロックの禁止が明記されている学校は全体の 12.4%にあたる 28 校が該当した。

(例)「染色・パーマ・ツーブロック・エクステ等あらゆる加工はしない。」(石狩翔陽)

③ 個人の内面に関するもの

・男女観に関する規定がある学校は全体の 32.9%にあたる 74 校が該当した。男女の交際についての言及が多く、明朗さや清潔さを求めることが多かった。

(例)「男女は、互いに心身の純潔を尊重しあうこと。」(野幌)

(例)「1.生徒間の交際は節度を持ち、明朗清潔であること。2.学友以外との交際は慎重に考慮し保護者の意見を尊重すること。」(夕張)

(2) 特別指導に関するもの

・特別指導に関する規定がある学校は全体の 49.3%にあたる 111 校が該当した。これには明確な懲戒規定が明記されている学校や、規則違反において「特別指導を行う」とのみ書かれている学校もあった。

(例)「生徒の賞罰に関する規程(中略)法令や校則に反する行為や生徒としてあるまじき行為があったときは、懲戒に付するものとする」(夕張)

(3) 学校外活動の届け出

・学校所属の部活等の届け出に関する規定がある学校は全体の 23.1%にあたる 52 校が該当した。対外試合や他校との連携活動がこれに該当する。

・学校外の活動の届け出に関する規定がある学校は全体の 48.0%にあたる 108 校が該当した。

(例)「校外活動(高体連・高文連などの公式行事)に参加する場合は、責任者があらかじめ所

定の用紙により届出ること。授業を欠く場合は別の用紙により個人が教科担任に届出ること。受験のための授業を欠く場合も同じ。」(札幌西)他

(例)「無届け集会への参加は禁止する。」(芽室)

(例)「校外の組織または団体に加入するとき、及びそれらの関係する集会に参加するときは、所定の書類を学校に提出し学校長の許可をうける。但し、選挙に関してはこの限りではない。」(札幌北)

(例)「放課後の生徒による集会(ライブ活動など)について、参加または実施する場合は、該当担任に申し出て、届出証を提出すること(保護者同伴の場合は除く)。(小樽桜陽)他

(例)『校外の集会、催し物の企画・出場・参加については「集会・催し物に関する規程」に従い、事前に願い出て許可を受けること。(紋別)・校則』「特定の政治団体及び宗教団体の考え方を押しつけるものでないこと(集会・催し物に関する規程)」

(4) 校則改正に関するもの

・校則改正に関する規定がある学校は全体の 0.44%にあたる 1 校(滝川)が該当した。校則を守る人の納得と主体的な取り組みを期待する文面だった。他の学校においては改正記録が残っているものの、規定は明文化されていない。

(例)「この規則を明記した理由は、心得・校則というものはそれらを守る人々が納得した上で存在するのが本来の姿だからです。(中略)改正が必要ならば自らの手で新しい規則を創り上げて行ってほしいという願いもこの文にこめたつもりです。」(滝川)

(5) ホームページの校則の掲載

・学校のホームページに校則の記述がある学校は全体の 0.44%にあたる 1 校(美唄尚栄)が該当した。

参考資料

① 各項目の該当校数と割合

1	制服に関するもの	182校	80.9%
2	肌着に関するもの	5校	2.22%
3	パンスト、靴下に関するもの	140校	62.2%
4	異装届があるもの	109校	48.4%
5	頭髪の男女に関するもの	61校	27.1%
6	地毛証明	8校	3.56%
7	交際の男女観に関するもの	74校	32.9%
8	特別指導に関するもの	111校	49.3%
9	部活等の活動に関するもの	52校	23.1%
10	学外の活動の届け出に関するもの	108校	48.0%
11	国籍関係	0校	0%
12	校則改正に関するもの	1校	0.44%
13	HPの記述の有無	1校	0.44%

② 制服の性別における運用状況の該当校数と割合

	性別に起因した制服のルールがない高校	2校(225校中)	1.10%
	性別に起因した制服のルールがある高校	180校(225校中)	80.0%
1	自由にスカート、スラックスを選択できる	1校(180校中)	0.55%
2	一部のみ(女性のみ)選択できる	89校(180校中)	49.4%
3	選択できない	85校(180校中)	47.2%
4	不明	5校(180校中)	2.75%

③ 開示された校則における禁止や規制などの状況

1	「華美」…服装、頭髪に関する禁止の規定。	147校	65.3%
2	「明朗」…対人関係、雰囲気への規定	72校	32.0%
3	「らしさ」…「〇〇校生らしさ」などの規定	82校	36.4%
4	ツーブロックの禁止が明記されている規定	28校	12.4%